

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

小樽市立潮見台小学校 令和7年（2025年）1月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

潮見台小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、平成29年度に「北海道いじめ防止基本方針」が改訂されました。

本校では全ての教職員が人権尊重の理念に基づき、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定しました。全教職員はいじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識や、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせない未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有していきます。また、けんかや交友関係のトラブル等の問題を解決することは変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きる力を育むことにつながることから、事案が生じた時には、実態を把握し、その解決策について全教職員の共通理解のもと指導にあたっていきます。

潮見台小学校
いじめ防止対策
委員会の役割や活動

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、養護教諭、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー（SSW）、当該学級担任

〈活動〉 ・いじめの早期発見に関すること [アンケート調査等]

・いじめ防止に関すること ・いじめ事案に対する対応に関すること

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

(教職員)

○教職員によるいじめ対策に係わる共通理解・児童に対する情報交換(随時)

○児童の実態把握のための情報交換(職員会議時)

(児童)

○学級開き・学級ルール作り ○全校遊び集会(児童会主催)

○行事を通じた人間関係作り(学校行事) ○児童会の取組

(保護者)

○教師との情報交換(面談、学級懇談)

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

潮見台小学校のいじめ対策組織担当は、教頭が窓口になっています。

連絡先 0134-23-9251 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9~12 時 12~17 時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
後志教育局教育相談電話	(電話) 0136-22-2222	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター